


所管部課	市民部 課税課	部長	関田 守男			
件名	東大和市住宅用家屋証明事務取扱規程の一部を改正する 規程について					
		区分		1 審議事項	<input type="radio"/>	2 報告事項
関係事項	条例規則					
	部課機関					
<p>1. 要旨</p> <p>租税特別措置法、同法施行令及び同法施行規則の一部改正に伴い、東大和市住宅用家屋証明事務取扱規程の一部を改正する。</p> <p>(1) 主な改正内容</p> <p>個人が、宅地建物取引業者より一定の質の向上を図るための特定の増改築等が行われた中古住宅を取得した場合、所有権移転登記に係る登録免許税の税率を軽減する特例制度が創設された。これに伴い、当該特例制度の適用住宅に係る事項を追加する。</p> <p>(参考)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特例制度の適用住宅に係る登録免許税率 0.1% ・ その他一般の中古住宅に係る登録免許税率 0.3% <p>(2) 施行日</p> <p>市長決裁日より施行する</p>						
<p>2. 経過 (現時点に至るまでの経過)</p> <p>平成26年4月15日</p> <p>東京都都市整備局市街地建築部調整課長より住宅用家屋の所有権の保存登記等の登録免許税の税率の軽減措置に係る市町村長の証明事務の実施について通知。</p> <p>平成26年6月12日</p> <p>文書課事前審査完了</p>						
3. 留意事項 (問題点等)						
<p>4. 主管部処理案 (検討結果等)</p> <p>庁議終了後、速やかに事務手続きを進めたい。</p>						
5. 審議結果						

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。